

公 開
資料 3

第 4 0 7 回 幹 事 会
公 開 審 議 事 項

令和 8 年 9 月 1 8 日

日 本 学 術 会 議

Ⅲ 公 開 審 議 事 項

件名・議案	提案者	資料 (頁)	提案理由等 (※シンポジウム等、後援関係については概要を記載)	説明者	根拠規定等
1. 提言等関係					
提案 1	提言「生活習慣病対策の再構築に関する提言ー ライフコースを通じた包括的な対策に資する、多職種連携と統合データ基盤の確立 ー」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	臨床医学委員会委員長、健康・生活科学委員会委員長	別冊 健康・生活科学委員会・臨床医学委員会合同生活習慣病対策分科会において、提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表することとしたい。 ※科学的助言等対応委員会査読	健康・生活科学委員会・臨床医学委員会合同生活習慣病対策分科会野出委員長、八谷幹事、水野委員	会則第2条第3号
提案 2	提言「量子未来社会の健全な発展へ向けた課題と展望」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	情報学員会委員長	別冊 情報学委員会において、提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表することとしたい。 ※科学的助言等対応委員会査読	情報学委員会下條委員長	会則第2条第3号
提案 3	提言「包括的反差別法の制定に向けて～多種多様な差別を解消するために～」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	科学者委員会委員長、法学委員会委員長	別冊 科学者委員会ジェンダー・エクイティ分科会及び法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会において、提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表することとしたい。 ※科学的助言等対応委員会査読	科学者委員会ジェンダー・エクイティ分科会包括的反差別法小分科会木村委員長、法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会包括的反差別法検討小委員会三浦委員長及び内藤副委員長	会則第2条第3号
提案 4	提言「未来の学術振興構想（2026年版）」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	科学者委員会委員長	別冊 科学者委員会学術研究振興分科会において、提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表することとしたい。 ※科学的助言等対応委員会査読	科学者委員会学術研究振興分科会森田委員長	会則第2条第3号

2. 協力学術研究団体関係

提案5	日本学術会議協力学術研究団体を指定すること	会長	4	日本学術会議協力学術研究団体への新規申込のあった下記団体について、科学者委員会の意見に基づき、指定することとしたい。 ①特定非営利活動法人 日本介護経営学会 ②日本マインドフルネス学会 ③九州教育学会 ④日本語音声コミュニケーション学会 ⑤日本珪藻学会 ※令和8年9月18日現在2,228団体（上記申請団体を含む）	三枝副会長	会則36条
-----	-----------------------	----	---	---	-------	-------

3. 国際関係

提案6	令和8年度代表派遣実施計画に基づく会議出席依頼を決定すること	会長	5	令和8年度代表派遣について、実施計画に基づき、学術会議の代表として会議への出席依頼を決定する必要があるため。	日比谷副会長	国際学術交流事業の実施に関する内規第19条2項
提案7	令和9年度共同主催国際会議候補の決定の取り消しについて	会長	6	令和9年度開催の国際会議について、申請者から申請の取下げの申し出があったことから、候補としての決定を取り消す必要があるため。	日比谷副会長	国際学術交流事業に関する内規34条第1項

4. 学術フォーラム及び土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等【令和8年度第4四半期】

提案8	学術フォーラム「誰もが差別されない社会を目指して～包括的反差別法の立法がなぜ必要か～」の開催について	科学者委員会	7	主催：日本学術会議 日時：令和9年1月30日（土）又は31日（日）時間未定 場所：日本学術会議講堂（ハイブリッド開催） ※科学者委員会承認	—	内規別表第2
-----	--	--------	---	--	---	--------

5. シンポジウム等

提案9	公開シンポジウム「動物を用いた研究と教育の新たな地平—動物実験の2006年体制」発足から20年、動物福祉を踏まえて拓く未来—」の開催について	基礎生物学委員会委員長、統合生物学委員会委員長、食料科学委員会委員長、基礎医学委員会委員長、臨床医学委員会委員長、薬学委員会委員長	12	主催：日本学術会議基礎医学委員会・基礎生物学委員会・統合生物学委員会・食料科学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同動物実験分科会、基礎医学委員会ICLAS分科会、基礎医学委員会 日時：令和8（2026）年11月2日（月）13：00～17：55 場所：日本学術会議講堂（東京都港区） ※第二部承認	—	内規別表第1
提案10	公開シンポジウム「計算科学と産業を結ぶAI時代の人材循環型エコシステムのあり方」の開催について	総合工学委員会委員長、機械工学委員会委員長	16	主催：日本学術会議総合工学委員会、総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会 日時：令和8（2026）年11月6日（金）13：00～17：30 場所：日本学術会議講堂（東京都港区）（ハイブリッド開催） ※第三部承認	—	内規別表第1
提案11	公開シンポジウム「植物病虫害・雑草管理の再構築—IPMへの取り組みを中心に—」	農学委員会委員長	19	主催：日本学術会議農学委員会、農学委員会植物保護科学分科会 日時：令和8（2026）年11月28日（土）13：00～17：30 場所：日本学術会議講堂（東京都港区）（ハイブリッド開催） ※第二部承認	—	内規別表第1

提案12	公開シンポジウム 「第16回計算力学シンポジウム」の開催について	総合工学委員会 委員長、機械工学委員会委員長	22	主催：日本学術会議総合工学委員会、総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会 日時：令和8（2026）年12月7日（月） 10：00～17：30 場所：日本学術会議講堂（東京都港区）（ハイブリッド開催） ※第三部承認	—	内規別表第1
提案13	公開シンポジウム 「長生きを喜べる社会へ～日本の挑戦と科学の役割～」の開催について	臨床医学委員会 委員長、健康・生活科学委員会委員長	25	主催：日本学術会議臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同老化分科会、臨床医学委員会 日時：令和8（2026）年12月14日（月） 13：30 ～ 16：00 場所：オンライン開催 ※第二部承認	—	内規別表第1
提案14	日本学術会議中部地区会議学術講演会 「ものづくりを支える先端研究の未来－持続可能な社会を創る学術とイノベーション－」の開催について	科学者委員会委員長	28	主催：日本学術会議中部地区会議 日時：令和8（2026）年12月23日（水） 13：00 ～ 15：25（予定） 場所：三重大学地域イノベーション研究開発拠点C棟3階地域イノベーションホール（三重県津市）（ハイブリッド開催） ※科学者委員会承認	—	内規別表第2

6. 後援

提案15	国内会議の後援をすること	会長	31	以下について、後援の申請があり、関係する部及び委員会に審議付託したところ、適当である旨の回答があったので、後援することとしたい。 ・第24回男女共同参画学協会連絡会シンポジウム ・第50回人間－生活環境系シンポジウム ・第32回日本医学会総会	—	後援名義使用承認基準3（2）ウ
------	--------------	----	----	--	---	-----------------

7. その他

提案16	法人化準備委員会の下におかれた各分科会・WGの次期への申し送り案について	会長	32	以下の分科会・WGが作成した次期への申し送り案について、幹事会として承認することとしたい。 ・日本学術会議憲章検討分科会 ・会員選任制度検討分科会 ・自己資金検討WG	—	—
提案17	幹事会声明について	会長	56	「国際社会における「法の支配」の実現を」について、「幹事会声明」として表明することとしたい。	—	—

件名					資料(頁)	
参考	今後の予定 今後の幹事会及び総会の日程につきご確認ください。幹事会は今期で終了となり、次回役員会は10月総会中に開催予定。				58	

日本学術会議協力学術研究団体の新規指定について

	団体名	概 要
1	特定非営利活動法人 日本介護経営学会 (https://kaigokeieigakkai.jp/)	本団体は、わが国における介護保険事業及び障害児者施策を含む関連保健医療福祉事業の経営に関する学術研究の発展を図り、介護関連事業等の効率的な経営による国民の福祉の増進を目的とする。
2	日本マインドフルネス学会 (https://mindfulness.smoosy.atlas.jp/)	本団体は、マインドフルネスに関する科学的・学術的研究の発展に寄与するとともに、マインドフルネスの実践の有効性と安全性を高めることを目的とする。
3	九州教育学会 (https://www.kyukyo.org/)	本団体は、教育学の発展普及を期し、会員相互の研究上の連絡ならびに親睦を図ることを目的とする。
4	日本語音声コミュニケーション学会 (https://sites.google.com/view/nihononsei/home)	本団体は、日本語の音声コミュニケーションとその教育に関する学術的な研究を向上発達させることを目的とする。
5	日本珪藻学会 (https://diatomology.org/)	本団体は、珪藻学の進歩と普及を図り、併せて会員相互の連絡と親睦を図ることを目的とする。

令和 8 年度代表派遣実施計画に基づく会議出席依頼の決定について

令和 8 年度代表派遣実施計画（令和 8 年 2 月 27 日幹事会決定）に基づき、以下の者に対し、学術会議の代表として会議への出席依頼を行う。

※「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（平成 17 年第 1 回幹事会決定）」第 19 条では、学術会議会員、連携会員、外国人アドバイザーから派遣者を決定することとなっているが、以下の会議は法人化後に開催されるものであり、現体制ではこれらの会議への派遣を命ずる権限が及ばないため、「派遣」ではなく「出席依頼」とするもの。

	会議名称	会 期	開催地/ 形式等	出席依頼候補者 (職名)	推 薦	内 容
1	科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム (STS forum)第 23 回年次総会	10 月 4 日 ～ 10 月 6 日	京都 (日本)	光石 衛 第 26 期会長、第三部会員 (東京大学名誉教授／帝京大学先端総合研究機構特任教授)	国際委員会	・出席依頼の決定 ※現地出席予定 ・派遣（出席依頼）人数の変更 ※実施計画承認時には 2 名派遣予定だったところ、2 名→1 名に変更する。

○令和 9 年度共同主催国際会議候補の決定の取り消しについて

第 397 回幹事会（令和 8 年 2 月 27 日）で決定した以下の令和 9 年度共同主催国際会議候補の会議について、令和 8 年 9 月 3 日付けで申請者から申請の取り下げの申し出があったため、これを承認し、候補としての決定を取り消すこととしたい。

会議名：国際婦人科癌学会 2027 年次世界会議

主催学会：国際婦人科癌学会、公益社団法人日本婦人科腫瘍学会

母体団体：国際婦人科癌学会

期 間：2027 年 11 月 3 日（水）～ 6 日（土）〔4 日間〕

場 所：東京都千代田区（東京国際フォーラム）

日本学術会議主催学術フォーラム
「誰もが差別されない社会を目指して～包括的反差別法の立法がなぜ必要か～」
の開催について（案）

1. 主 催：日本学術会議
2. 企 画：科学者委員会
3. 日 時：令和 9（2027）年 1 月 30 日（土）または 31 日（日）開催時間未定
4. 場 所：日本学術会議講堂（ハイブリッド開催）
5. 委員会等の開催：開催予定なし

6. 開催趣旨：

本フォーラムは、日本学術会議科学者委員会ジェンダー・エクイティ分科会及び法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会が発出する予定の提言「包括的反差別法の制定に向けて～多種多様な差別を解消するために」を解説し、作成過程で意見交換を行った関係団体等からコメントをもらい、社会的議論を深めることを目的とする。

本提言は包括的反差別法を立法する必要性を訴えるものである。憲法は平等権と差別されない権利を保障するが、憲法が保障する権利は、原則として、個人が国家に対して行使できる権利とされており、企業、学校、民間の団体などに対しては行使されない。また、差別の対象になりやすい属性は、憲法 14 条 1 項に列挙される属性に限られない。したがって、平等権と差別されない権利を実現するには、国家以外の主体による不合理な取扱いと差別的行為にも適用され、また、憲法 14 条 1 項に列挙されない要素による差別をも禁じる法律となるような「包括的反差別法」の制定が必要である。

本フォーラムは、様々な被差別属性が経験する差別の一端を当事者団体から報告してもらい、本提言がそれらの救済につながるのかを議論する。

7. 次 第：

コーディネーター

三浦 まり（日本学術会議連携会員／上智大学法学部教授）

演題・演者等

総合司会

島岡 まな（日本学術会議第一部会員／大阪大学大学院法学研究科教授）

開会挨拶

高橋 裕子（日本学術会議第一部会員／津田塾大学学長・教授）

第1部 日本学術会議提言について

講演

木村 草太（日本学術会議連携会員／東京都立大学政治学研究科・法学部教授）

講演

只野 雅人（日本学術会議第一部会員／専修大学法務研究科教授）

第2部 「提言」を受けて

モデレーター

内藤 忍（日本学術会議連携会員／独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任
研究員）

講演

亀永 能布子（女性差別撤廃条約実現アクション事務局長）

講演

田中 志保（Single Parent101 代表）

講演

田中 須美子（なくそう戸籍と婚外子差別・交流会）

講演

若林 秀樹（特定非営利活動法人 ACE アドボカシーオフィサー（国内人権機関担
当））

講演

臼井 久実子（DPI 女性障害者ネットワーク役員）

ほか

第3部 （総合討論）「提言」の実現に向けて

モデレーター

三浦 まり（日本学術会議連携会員／上智大学法学部教授）

パネリスト

内田 博文（部落解放・人権研究所「差別禁止法研究会代表」九州大学名誉教授）

神谷 悠一（日本学術会議連携会員（特任）／一般社団法人性的指向および性自
認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全
国連合会（LGBT 法連合会）理事・事務局長）

林 陽子（弁護士／IMADR「包括的反差別法制定のための実践ガイド」日本語版作
成チーム代表）

師岡 康子（弁護士／外国人権法連絡会事務局長）

木村 草太（日本学術会議連携会員／東京都立大学政治学研究科・法学部教授）

只野 雅人（日本学術会議第一部会員／専修大学法務研究科教授）

閉会の挨拶

調整中

8. 関係部の承認の有無：科学者委員会承認

9. 関係する委員会等連絡会議の有無：無

（下線は、日本学術会議関係者）

○学術フォーラム及び土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等
【令和８年度第４半期】

<概要>

1. 日本学術会議主催学術フォーラム

- (1) 経費負担を要するものは、原則として年間 15 件程度
(2) 経費負担又は職員の人的支援を要するものは、四半期ごとに計 4 件まで
(3) 土日祝日開催のものは、四半期ごとに 2 件まで

○今回提案【令和 8 年度第 3 四半期】 3 件

	提案番号	テーマ	開催希望日時	開催場所	経費負担	職員の 人的支援
1	提案○	誰もが差別されない社会 を目指して～包括的差別 法の立法がなぜ必要か ～ (企画：科学者委員会)	令和 9 年 1 月 30 日(土) 又は 31 日(日)	日本学術会 議講堂 (ハ イブリッド 開催)	要	要

2. 土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等

- (1) 各年度 32 回まで、及び四半期ごとにおおむね 8 回
(ともに土日祝日開催の日本学術会議主催学術フォーラムを含む)

○今回提案【令和 8 年度第 4 四半期】 0 件

(参考) -----

■今回提案を含めた合計数

1. 学術フォーラム (平日 0 件／土日 1 件/開催曜日未定 0 件) 全 11 件

(内訳) ※全件について、経費又は人的負担要

		第 1 四半期 (4 月～6 月)	第 2 四半期 (7 月～9 月)	第 3 四半期 (10 月～12 月)	第 4 四半期 (1 月～3 月)
学術フォー ラム	(土日)	1	1	1	1
	(平日)	1	4	2	0
	(開催曜日 未定)				
合計		2	5	3	1

2. 土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等（学術フォーラム含む）全 11 件
（内訳）

	関連部等	第 1 四半期 （4 月～6 月）	第 2 四半期 （7 月～9 月）	第 3 四半期 （10 月～12 月）	第 4 四半期 （1 月～3 月）
シンポジウム	第一部	2	1		
	第二部	1	3		
	第三部				
	若手アカデミー				
	課題別				
学術フォーラム（土日）		1	1	1	1
合計		4	5	1	1

公開シンポジウム

「動物を用いた研究と教育の新たな地平

—「動物実験の 2006 年体制」発足から 20 年、動物福祉を踏まえて拓く未来—

の開催について

1. 主 催：日本学術会議基礎医学委員会・基礎生物学委員会・統合生物学委員会・食料科学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同動物実験分科会、基礎医学委員会 ICLAS 分科会、基礎医学委員会
2. 共 催：なし
3. 後 援：一般社団法人日本解剖学会、公益社団法人日本心理学会*、公益社団法人日本実験動物学会*、日本自律神経学会、一般社団法人日本生理学会、日本動物心理学会*、一般社団法人日本動物実験代替法学会、特定非営利活動法人日本分子生物学会、公益社団法人日本薬理学会、日本痛み関連学会連合*、一般社団法人日本医学会連合*、日本脳科学関連学会連合、厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会、国立大学法人動物実験施設協議会、公私立大学実験動物協議会*、一般社団法人全国医学部長病院長会議（*申請中）
4. 日 時：令和 8（2026）年 11 月 2 日（月）13：00 ～ 17：55
5. 場 所：日本学術会議講堂（東京都港区六本木 7-22-34）
6. 一般参加の可否：可
一般参加者の参加費の有無：無
7. 分科会等の開催：開催予定なし
8. 開催趣旨：

2004 年の日本学術会議の提言を契機として、研究・教育等を目的とした動物実験に関する制度の整備が進められ、2006 年に、法改正、関係省庁指針の策定・発出、並びに日本学術会議ガイドラインの策定を含む新たな枠組みが確立された。この「動物実験の 2006 年体制」が成立して、今年で 20 年を迎える。

本シンポジウムでは、「すべての人に健康と福祉を」（持続可能な開発目標〈SDGs〉目標 3）の実現を目指すうえで、なお重要な役割を担う動物実験について、この 20 年を振り返り、その成果と、社会及び科学者コミュニティにもたらした影響の意義を検証する。さらに、最新の生命医科学の進歩と動物福祉の国際的な動向を踏まえ、この体制の今後の発展

に向けて取り組むべき課題と対応策、並びに我が国の動物実験制度の今後の在り方について情報を共有し、意見交換を行う。これらを通じて、科学的・倫理的適正性と透明性を確保し、社会の理解と信頼を得ながら動物実験を実施していくための制度と方策を考えることを目的とする。

9. 次 第：

- 総合司会：
宇山 恵子（東京科学大学副理事（広報担当））
- 13:00 開会の挨拶
五十嵐 和彦（日本学術会議第二部会員／東北大学大学院医学系研究科教授）
- 13:05 挨拶
尾崎 紀夫（日本学術会議第二部会員／名古屋大学大学院医学系研究科精神疾患病態解明学特任教授）（ビデオ登壇）
- 13:10 挨拶
大隅 典子（日本学術会議連携会員／独立行政法人日本学術振興会理事／東北大学名誉教授／東北大学客員教授）（ビデオ登壇）
- 13:15 来賓紹介
岡野 栄之（日本学術会議連携会員／慶應義塾大学医学部教授・再生医療リサーチセンター長）
小林 武彦（日本学術会議第二部会員／東京大学定量生命科学研究所教授）
高橋 雅英（一般社団法人日本医学会連合副会長（基礎部会））
中釜 斉（国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長）（予定）
（調整中）（日本製薬工業協会研究開発委員会担当副会長）
（調整中）（環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）
中田 栄介（文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長）
（調整中）（厚生労働省大臣官房厚生科学課）
（調整中）（農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課）
（調整中）（農林水産省畜産局畜産振興課）
- 13:25 セッション1「わが国の動物実験の現在」
進行：
金井 正美（日本学術会議連携会員／東京科学大学医歯学総合研究科教授）
セッション1の企画意図と論点
金井 正美（日本学術会議連携会員／東京科学大学医歯学総合研

究科教授)

- 13:30 『動物実験の 2006 年体制とは何か?ーその成立の経緯』
加藤 総夫 (日本学術会議連携会員／東京慈恵会医科大学名誉教授)
- 13:45 『2006 年体制はどのように機能してきたかー2025 年環境省調査結果から』
三浦 竜一 (日本学術会議連携会員 (特任)／東京大学ライフサイエンス研究倫理支援室教授)
- 14:00 『機関管理方式とその基盤としての外部検証制度』
越本 知大 (宮崎大学フロンティア科学総合研究センター生命科学支援部門生物資源分野清武分室教授)
- 14:15 『人文・社会科学領域の教育と研究における動物実験』
坂上 雅道 (日本学術会議連携会員／金沢工業大学人間情報システム研究所／バイオ・化学部教授)
- 14:30 『野生動物研究と動物福祉』
村山 美穂 (日本学術会議第二部会員／京都大学野生動物研究センター教授)
- 14:45 『非げっ歯類研究と動物福祉』
山崎 由美子 (日本学術会議連携会員／新潟医療福祉大学心理・福祉学部心理健康学科教授)
- 休憩 (20 分) (15:00～15:20)
- 15:20 セッション 2 「わが国の動物実験の未来」
座長:
村山 美穂 (日本学術会議第二部会員／京都大学野生動物研究センター教授)
- 15:20 『最新医療技術 (iPS 医療, ゲノム編集・異種間移植) と動物実験』
岡野 栄之 (日本学術会議連携会員／慶應義塾大学医学部教授・再生医療リサーチセンター長)
- 15:35 『統合的生体機能解析の未来ー動物実験によらない新たな評価手法の可能性と限界ー国際的状況を踏まえて』
平林 容子 (国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性生物試験研究センター長)
- 15:50 『先進動物ゲノム編集が医療にもたらしたもの』
真下 知士 (東京大学医科学研究所実験動物研究施設教授)
- 16:05 『病態モデルが拓く科学と医療の未来』
竹尾 透 (熊本大学生命資源研究・支援センター教授)
- 16:20 『動物実験をめぐる国際情勢ー国際実験動物科学評議会 (ICLAS)

の70年の活動』

入来 篤史（日本学術会議連携会員／帝京大学先端総合研究機構
特任教授）

休憩（20分）（16:35～16:55）

16:55 セッション3 総合討論

座長：

加藤 総夫（日本学術会議連携会員／東京慈恵会医科大学名誉教
授）

入来 篤史（日本学術会議連携会員／帝京大学先端総合研究機構
特任教授）

16:55 指定発言1『動物実験に関する市民の意識調査』

打越 綾子（成城大学法学部教授）

17:10 指定発言2『日本学術会議動物実験ガイドラインの改訂～共通基
本ガイドラインへ』

城石 俊彦（日本学術会議連携会員／国立研究開発法人理化学研
究所バイオリソース研究センターセンター長）

17:25 意見交換

17:50 総括

古屋敷 智之（日本学術会議第二部会員／東京科学大学大学院医
歯学総合研究科教授／神戸大学大学院医学研究科
特命教授）

17:55 閉会

10. 関係部の承認の有無：第二部承認

11. 関係する委員会等連絡会議の有無：無

（下線の講演者等は、主催委員会（分科会）委員）

公開シンポジウム
「計算科学と産業を結ぶ AI 時代の人材循環型エコシステムのあり方」
の開催について

1. 主 催：日本学術会議総合工学委員会、総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会
2. 共 催：一般社団法人日本機械学会、一般社団法人日本応用数理学会、一般社団法人日本計算工学会、一般社団法人日本シミュレーション学会、一般社団法人可視化情報学会、日本計算数理工学会、国際計算力学連合、アジア太平洋計算力学連合、特定非営利活動法人 CAE 懇話会（以上、予定含む）
3. 後 援：公益社団法人日本自動車技術会（予定）
4. 日 時：令和 8（2026）年 11 月 6 日（金） 13：00 ～ 17：30
5. 場 所：日本学術会議講堂（東京都港区六本木 7-22-34）（ハイブリッド開催）
6. 一般参加の可否：可
一般参加者の参加費の有無：無
7. 分科会等の開催：開催予定なし
8. 開催趣旨：
計算科学シミュレーションを取り巻く環境は、データサイエンスや人工知能（AI）の急速な進展、普及により特にこの数年で大きく様変わりしている。このシンポジウムでは、国産ソフトウェア開発、人材育成、地域まで含めた幅広い産業における計算科学シミュレーションの活用、データや AI の利用といった複数の視点から、現状と課題、将来への期待や展望などについて講演を行う。また、講演の内容を踏まえて、計算科学と産業を結ぶ“AI 時代の人材循環型エコシステム”のあり方、その構築のための仕組み作りや課題について議論を行う。
（参考文献：見解「計算科学を基盤とした産業競争力強化を推進する人材育成とエコシステムのあり方」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k230901.pdf>）
9. 次 第：

総合司会：大出 真知子（日本学術会議連携会員／国立研究開発法人物質・材料研究機構
造材料研究センター計算構造材料グループ主任研究員）

13:00-13:05 開会の辞

越塚 誠一（日本学術会議第三部会員／東京大学大学院工学系研究科システム創成学
専攻教授）

13:05-13:15 シンポジウム趣旨説明

佐々木 直哉（日本学術会議連携会員／立命館大学総合科学技術研究機構客員教授／山
形大学客員教授／産業技術総合研究所マテリアル DX 研究センター招聘
研究員）

第1部 計算科学の産業利用 現状・課題・今後への期待と展望 ～様々なコミュニティか
らの視点～

13:15-13:40 視点1：国産ソフトウェア開発と普及

「並列有限要素法構造解析プログラム FrontISTR（フロントアイスター）の開発・改良・
メンテナンス・普及などの活動を通じての所見」

奥田 洋司（東京大学大学院新領域創成科学研究科人間環境学専攻教授）

13:40-14:05 視点2：人材育成～学生から社会人まで～

「計算物質科学コミュニティにおける人材育成活動」

下司 雅章（一般財団法人高度情報科学技術研究機構(RIST)次世代HPC・AI 研究開発支
援センター(HAIRDESC)副センター長）

14:05-14:30 視点3：地域産業における計算科学シミュレーション活用と人材育成

「ひろしまデジタルイノベーションセンターの取り組み」

安藤 誠一（公益財団法人ひろしま産業振興機構ひろしまデジタルイノベーションセ
ンター技術統括マネージャー）

14:30-14:55 視点4：データベース

「材料データの創出と蓄積」

源 聡（国立研究開発法人物質・材料研究機構技術開発・共用部門材料データプラット
フォームプラットフォーム長）

14:55-15:20 視点5：計算科学シミュレーション×データ×AI

「計算科学シミュレーション×AI を基盤とした産業競争力強化に関する企業の取り組み」

坂井 靖文（富士通株式会社人工知能研究所ディスカバリーAI CPJ シニアリサーチマネ
ージャー）

15:20-15:45 視点6：計算科学シミュレーションを支える情報基盤～国の取り組み～

「「AI for Science」を支える次世代情報基盤 AI 時代の情報基盤、人材育成」

栗原 潔（文部科学省研究振興局計算科学技術推進室長）

休憩（15分）（15：45～16：00）

第2部 総合討論 計算科学と産業を結ぶAI 時代の人材循環型エコシステムのあり方

司会：金田 千穂子（日本学術会議連携会員／東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター教授）

16:00-17:25 パネリスト：宇佐見 護（株式会社アスムス代表取締役社長）及び
講演者 6 名

17:25-17:30 閉会の辞

金田 千穂子（日本学術会議連携会員／東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター教授）

10. 関係部の承認の有無：第三部承認

11. 関係する委員会等連絡会議の有無：無

（下線の講演者等は、主催委員会（分科会）委員）

公開シンポジウム
「植物病虫害・雑草管理の再構築 ―IPM への取り組みを中心に―」
の開催について

1. 主 催：日本学術会議農学委員会、農学委員会植物保護科学分科会
2. 共 催：日本植物保護科学連合
3. 後 援：なし
4. 日 時：令和 8（2026）年 11 月 28 日（土）13：00 ～ 17：20
5. 場 所：日本学術会議講堂（東京都港区六本木 7-22-34）（ハイブリッド開催）
6. 一般参加の可否：可
一般参加者の参加費の有無：無
7. 分科会等の開催：開催予定あり

8. 開催趣旨：

「みどりの食料システム戦略」では、取組目標の一つとして化学農薬使用量（リスク換算）の低減が掲げられています。一方で、近年は食料安全保障の重要性が高まっており、令和 6 年に施行された「食料・農業・農村基本法」では、病虫害の発生予防及びまん延防止のために必要な施策を国が講ずることが規定されました。

このような状況の中、環境負荷の低減と安定的な食料生産の両立を図るため、病虫害・雑草管理のあり方を見直し、総合的病虫害・雑草管理（IPM）を中心とした防除体系の構築が求められています。

本シンポジウムでは、農林水産省における IPM 推進に向けた制度・施策の見直し内容を紹介するとともに、生産現場における IPM の実践事例や課題を共有し、今後の植物病虫害・雑草管理の再構築に向けた課題と展望を議論します。

9. 次 第：

13:00 開会挨拶

渡辺 京子（日本学術会議第二部会員・農学委員会植物保護科学分科会委員長／玉川大学農学部教授）

13:05「総合防除の実践が切り拓く病虫害・雑草防除 ～生産現場への浸透に向けた具体的方向性～」

白石 正美（農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室長）

[座長] 松本 宏（日本学術会議連携会員／筑波大学名誉教授）

13:40「IPM 再構築に向けた構成要素の探索－食品添加物・植物・微生物が拓く新たな植物病害管理－」

池田 健太郎（法政大学生命科学部准教授）

[座長] 越智 直（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究部門上級研究員）

14:15「微生物除草剤による雑草管理の可能性と展望」

泉 真隆（京都大学農学研究科助教）

[座長] 黒川 俊二（京都大学農学研究科教授）

14:50 休憩（10 分）

15:00「ジャスモン酸を介した植物防御の制御と応用－害虫忌避剤の開発と新たな食用資源の創出－」

安部 洋（国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター専任研究員）

[座長] 草島 美幸（慶応義塾大学法学部助教）

15:35「イノベーションの罫から抜け出すための IPM」

笠井 敦（静岡大学農学部生物資源科学科准教授）

[座長] 大井田 寛（法政大学生命科学部応用植物科学科教授）

16:10「農業生態系保全と総合的病虫害・雑草管理における農薬が果たす役割」

山本 敦司（東京農業大学客員教授）

[座長] 水口 智江可（名古屋大学大学院生命農学研究科准教授）

16:45～17:15 総合討論

[司会] 西田 智子（日本学術会議第連携会員／国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事）

17:15 閉会挨拶

與語 靖洋（公益財団法人日本植物調節剤研究協会技術顧問）

10. 関係部の承認の有無：第二部承認

11. 関係する委員会等連絡会議の有無：なし

(下線の講演者等は、主催委員会（分科会）委員)

公開シンポジウム
「第 16 回計算力学シンポジウム」
の開催について

1. 主 催：日本学術会議総合工学委員会、総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会
2. 共 催：一般社団法人可視化情報学会、特定非営利活動法人 CAE 懇話会、一般社団法人日本応用数理学会、一般社団法人日本機械学会、一般社団法人日本計算工学会、日本計算数理工学会、日本計算力学連合、一般社団法人日本シミュレーション学会、アジア太平洋計算力学連合、国際計算力学連合
3. 後 援：なし
4. 日 時：令和 8（2026）年 12 月 7 日（月）10：00 ～ 17：30
5. 場 所：日本学術会議講堂（東京都港区六本木 7-22-34）（ハイブリッド開催）
6. 一般参加の可否：可
一般参加者の参加費の有無：無
7. 分科会等の開催：開催予定なし
8. 開催趣旨：
近年、計算力学は、AI、IoT、実測データ、制御技術と結びつくことで、サイバー空間とフィジカル空間を接続するデジタルツインの中核技術へと発展している。Society 5.0 が目指す社会では、実世界の現象をサイバー空間に再現し、予測・最適化・意思決定を通じて現実空間へ反映する仕組みが重要であり、製造業においても設計製造 DX、スマート工場、製造データの AI-ready 化が進みつつある。一方で、工学 AI を実用段階で信頼して利用するためには、データ駆動モデルの精度だけでなく、物理モデルとの整合、検証と妥当性確認、不確かさ評価、説明可能性、現場での運用性が不可欠である。本特別企画では、生産加工プロセス、粉体・混相流シミュレーション、企業における CAE・AI・IoT 融合の取り組みを通じて、デジタルツインの社会実装における計算力学の役割を議論する。AI 応用が「使える」段階から「信頼して運用できる」段階へ進むための課題と展望を共有し、今後の計算力学の発展方向を考える。
9. 次 第：

総合司会：和田 義孝（近畿大学理工学部機械工学科教授）

9:55-10:00 開会の辞

坪倉 誠（日本学術会議連携会員／神戸大学大学院システム情報学研究科教授／国立
研究開発法人理化学研究所計算科学研究センターチームリーダー）

第 I 部 若手研究者による講演

10:00-10:20 講演 1（日本計算力学連合）

「固液・固気混相流プロセスに対する DEM 粗視化モデルの適用性評価」

綱澤 有輝（国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター主任研究員）

10:20-10:40 講演 2（日本応用数理学会）

「多成分短パルス方程式の可積分全離散化と自己適合移動格子スキームの構築」

堀 綾子（早稲田大学大学院基幹理工学研究科）

10:40-11:00 講演 3（日本計算工学会）

「エネルギー停留原理に基づく一般散逸固体の熱・機械連成解」

松原 成志朗（東北大学大学院工学研究科土木工学専攻准教授）

11:00-11:20 講演 4（日本機械学会計算力学部門）

「情報理論的機械学習を用いた非定常流体解析」

深見 開（東北大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻准教授）

11:20-11:40 講演 5（CAE 懇話会）

「微分可能レンダリングを使った 3 次元デザイン支援」

梅谷 信行（東京大学大学院情報理工学系研究科准教授）

11:40-12:50 昼休み

12:50-13:10 講演 6（日本計算数理工学会）

「弾性波動問題への Physics-Informed Neural Networks の展開 一順解析から逆解析まで
一」

斎藤 隆泰（東京都市大学建築都市デザイン学部教授）

13:10-13:30 講演 7（可視化情報学会）

「電気トモグラフィによる細胞境界形状の逆解析」

川嶋 大介（千葉大学大学院工学研究院助教）

13:30-13:50 講演 8（日本シミュレーション学会）

「曲げ変形と“ねじれ”変形によるはしご型高分子の構造と力学応答」

横田 宏（東京都立大学理学部物理学科助教）

13:50-14:10 講演 9（アジア太平洋計算力学連合）

「物質輸送と欠陥形成のマルチスケール計算力学」

崔 羿（名古屋大学大学院工学研究科准教授）

14:10-14:20 休憩

第Ⅱ部 特別企画「計算力学が拓くデジタルツインの社会実装：信頼できる工学 AI と設計・製造 DX」

オーガナイザー：和田 義孝（近畿大学理工学部機械工学科教授）

14:20-14:50 特別講演 1

「生産加工プロセスのデジタルツイン（仮題）」

松村 隆（東京電機大学工学部機械工学科教授）

14:50-15:20 特別講演 2

「シミュレーションベースデジタルツインの社会実装（仮題）」

酒井 幹夫（東京大学大学院工学系研究科教授）

15:20-15:50 特別講演 3

「企業におけるマルチスケール CAE から拡張デジタルツインへの取組」

平野 徹（ダイキン工業株式会社テクノロジー・イノベーションセンターシニアスキルスペシャリスト）

15:50-15:55 休憩

15:55-17:05 総合討論

モデレーター：和田 義孝（近畿大学理工学部機械工学科教授）

パネリスト：第 II 部特別講演者 3 名及び、西尾 真由子（筑波大学システム情報系准教授）、坂田 綾香（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所数理推論研究系准教授）

17:05-17:15 閉会の辞

越塚 誠一（日本学術会議第三部会員／東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻教授）

10. 関係部の承認の有無：第三部承認

11. 関係する委員会等連絡会議の有無：無

（下線の講演者等は、主催委員会（分科会）委員）

公開シンポジウム
「長生きを喜べる社会へ～日本の挑戦と科学の役割～」
の開催について

1. 主 催：日本学術会議臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同老化分科会、臨床医学委員会
2. 共 催：なし
3. 後 援：日本老年学会、一般社団法人日本老年医学会（予定）
4. 日 時：令和8（2026）年12月14日（月）13：30 ～ 16：00
5. 場 所：オンライン開催
6. 一般参加の可否：可
一般参加者の参加費の有無：無
7. 分科会等の開催：開催予定あり

8. 開催趣旨：

超高齢化が進む我が国において、誰もが取り残されず、障害を有しても社会で安心して生き生きと生活・活動できるよう、生活機能を包括的に捉える視点と環境因子への働きかけが必須である。

日本学術会議臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同老化分科会においては第21期から、提言、見解を発出してきたが、それらがどのようなインパクトを社会に与えたかについては検証できていなかった。今回、第26期の老化分科会においてこれまでの意思の表出による影響を調査し、報告としてまとめた。

本シンポジウムでは、これまでの意思の表出を振り返るとともに、今後の高齢社会における課題や、より多くの方面への周知、意識の醸成のさらなる工夫について議論する。

9. 次 第：

◇総合司会

飯島 勝矢（日本学術会議連携会員／東京大学高齢社会総合研究機構機構長／東京大学未来ビジョン研究センター教授）

13:30 開会の辞

荒井 秀典（日本学術会議第二部会員／国立研究開発法人国立長寿医療

研究センター理事長)

【第1部】超高齢社会の課題

13:40 『老年医学的内容を中心に』

秋下 雅弘 (日本学術会議第二部会員／地方独立行政法人東京都健康長
寿医療センターセンター長)

14:20 『社会福祉の視点から』

和氣 純子 (日本学術会議第一部会員／東京都立大学大学院人文科学研
究科教授)

【第2部】老化分科会からの「報告」に関して

14:40 『今回の意思の表出にあたって：その狙い』

荒井 秀典 (日本学術会議第二部会員／国立研究開発法人国立長寿医療
研究センター理事長)

15:00 『「報告」の概要』

飯島 勝矢 (日本学術会議連携会員／東京大学高齢社会総合研究機構機
構長／東京大学未来ビジョン研究センター教授)

休憩 (5分) (15:20～15:25)

【第3部】総合討論

司会：

荒井 秀典 (日本学術会議第二部会員／国立研究開発法人国立長寿医療研究センタ
ー理事長)

15:25 <論点>

①高齢社会における課題：今まさに何が重要かつ深刻か ～それに対する
打開策の切り込み方とは～

②より多くの方面への周知、意識の醸成のさらなる工夫 ～そのために
領域横断で何ができるのか～

参加登壇者：

和氣 純子 (日本学術会議第一部会員／東京都立大学大学院人文科学研
究科教授)

西 希代子 (日本学術会議連携会員／慶應義塾大学大学院法務研究科教
授)

野口 晴子 (日本学術会議第一部会員／早稲田大学政治経済学術院教授)

山田 あすか (日本学術会議連携会員／東京電機大学未来科学部建築学
科教授)

秋下 雅弘 (日本学術会議第二部会員／地方独立行政法人東京都健康長
寿医療センターセンター長)

15:55 閉会の辞

飯島 勝矢 (日本学術会議連携会員／東京大学高齢社会総合研究機構機

構長／東京大学未来ビジョン研究センター教授)

10. 関係部の承認の有無：第二部承認

11. 関係する委員会等連絡会議の有無：無

(下線の講演者等は、主催委員会(分科会)委員)

日本学術会議中部地区会議学術講演会
「ものづくりを支える先端研究の未来－持続可能な社会を創る学術とイノベーション－」
の開催について

1. 主 催：日本学術会議中部地区会議
※中部8県の大学が持ち回り開催（年2回）
2. 共 催：三重大学
3. 後 援：なし
4. 日 時：令和8（2026）年12月23日（水）13：00 ～ 15：25（予定）
※同日の午前中に中部地区会議運営協議会、科学者懇談会各県幹事との
打合せ会を開催
5. 場 所：三重大学地域イノベーション研究開発拠点C棟 3階
地域イノベーションホール
（三重県津市栗真町屋町1577）（ハイブリッド開催）
6. 一般参加の可否：可
一般参加者の参加費の有無：無
7. 分科会等の開催：無
8. 開催趣旨：
近年、研究開発を取り巻く環境は、基礎研究から社会実装に至るまでの時間軸が大幅に短縮されるとともに、大学・研究機関と産業界の距離が急速に縮まる「科学とビジネスの近接化」の時代を迎えている。国際的なイノベーション共創が激化するなか、高度なものづくり基盤と多様な産業集積を有する中部圏は、次世代技術の創出と社会実装の推進において牽引的な役割を担っている。
産業や社会の現場が抱える課題を先端的な学術研究により昇華し、その成果を新たな技術や価値の創出へと結び付けるためには、大学が知とイノベーションのハブとなり、産業界やスタートアップと緊密に連携する産学共創のエコシステムを構築することが求められる。その実現に向けては、既存産業を支える技術の高度化に加え、物質、情報、生命などの多様な領域における基礎研究を、新たな学術領域や将来の産業基盤へと育成していく視点も欠かせない。基礎研究の成果を適切な形で迅速に社会へ

と展開し、そこで得られた新たな課題、知見および資源を再び学術研究へと還元する好循環こそが、次世代の産業を切り拓く原動力となる。

本講演会では、「ものづくりを支える先端研究の未来」をテーマに、産業の発展を直接的に支える技術から、将来の革新的なものづくりにつながる基礎・先端研究まで、幅広い研究分野の知見を共有する。科学とビジネスの近接が進む時代において、科学技術・学術研究と産業がいかに新たな知を生み出し、それがどのように産業や社会と結びついていくのかについて、具体的な先端研究の事例を通じて、その展望を議論する。

9. 次 第：

司会：堀 美香（日本学術会議連携会員、三重大学大学院医学系研究科環境分子医学分野教授）

（1）13:00～13:10 開会挨拶

三重大学長 伊藤 正明

（2）13:10～13:20 開会挨拶

（未 定）（日本学術会議会長または副会長）※法人化後に調整予定

（3）13:20～13:30 主催者挨拶

石原 一彰（日本学術会議第三部会員、名古屋大学大学院工学研究科有機・高分子化学専攻教授）

（4）13:30～13:40 科学者との懇談会活動報告

・科学者との懇談会活動報告

松田 正久（中部地区科学者懇談会幹事長／愛知教育大学名誉教授、元学長）

・日本学術会議第 197 回総会を傍聴して

瀬戸 美奈子（中部地区科学者懇談会三重県幹事／三重大学教育学部教授）

（5）13:40～15:20 学術講演会の演題及び演者

「ものづくりを支える先端研究の未来－持続可能な社会を創る学術とイノベーション－」

・正直 花奈子（三重大学研究基盤推進機構半導体・デジタル未来創造センター准教授）

「（仮題）窒化物半導体の結晶をつくり、向きを操る
－深紫外 LED から新原理デバイスへ－」

- ・鈴木 勇輝（三重大学大学院工学研究科准教授）
「（仮題）生体分子で創るさまざまな構造と機能
一分子の自己集合で拓くものづくりの未来―」
- ・質疑、まとめ

（6）15:20～15:25 閉会挨拶

堀 美香（日本学術会議連携会員、三重大学大学院医学系研究科環境分子医学分野教授）

10. 企画・運営責任者：石原 一彰（日本学術会議第三部会員、名古屋大学大学院工学研究科有機・高分子化学専攻教授）

11. 関係部の承認の有無：科学者委員会

12. 関係する委員会等連絡会議の有無：無

（下線の講演者等は、主催地区会議所属の会員・連携会員）

○国内会議の後援（3件）

以下について、後援の申請があり、関係する部及び委員会に審議付託したところ、適当である旨の回答があったので、後援することとしたい。

1. 第24回男女共同参画学協会連絡会シンポジウム

主催：一般社団法人男女共同参画学協会連絡会

期間：令和8年9月10日（土）

場所：東京大学駒場キャンパス 数理科学研究棟 NISSAY Lecture Hall
（オンライン併用）

参加予定者数：約200名

申請者：一般社団法人男女共同参画学協会連絡会

第24期委員長 坂内 健一

審議付託先：科学者委員会

審議付託結果：科学者委員会

2. 第50回人間－生活環境系シンポジウム

主催：人間－生活環境系学会

期間：令和8年12月5日（土）～12月6日（日）

場所：ミッドランドホール（愛知県名古屋市）

参加予定者数：約100名

申請者：人間－生活環境系学会 会長 光田 恵

審議付託先：第二部、第三部

審議付託結果：第二部、第三部承認

3. 第32回日本医学会総会

主催：日本医学会

期間：令和8年9月4日（金）～4月25日（日）

場所：大阪国際会議場、リーガロイヤル大阪 ヴィニエットコレクション、
Nakanoshima Qross Qrossover Lounge 夢、コングレスクエア大阪中之島、
大阪大学中之島センター（大阪府大阪市）

参加予定者数：約30,000名

申請者：第32回日本医学会総会 会頭 澤 芳樹

審議付託先：第二部

審議付託結果：第二部承認

第 27 期への申し送り
日本学術会議憲章（案）について

2026 年 月 日

第 26 期日本学術会議会長 光石 衛

第 26 期日本学術会議副会長 磯 博康

本憲章（案）は、日本学術会議法人化準備委員会日本学術会議憲章検討分科会
が中心となって審議を行い、取りまとめたものです。第 27 期においては、本案
を踏まえ、早期に新たな憲章の制定に係る検討が行われることを希望します。

日本学術会議法人化準備委員会日本学術会議憲章検討分科会			
委員長	磯 博康	第二部会員	国立健康危機管理研究機構国際医療協力 局グローバルヘルス政策研究センター長
	中村 征樹	第一部会員	大阪大学全学教育推進機構教授
	芳賀 満	第一部会員	東北大学高度教養教育・学生支援機構教 授
	加藤 和人	第二部会員	大阪大学名誉教授／ヒューマン・メタバ ース疾患研究拠点特任教授
	樋田 京子	第二部会員	北海道大学大学院歯学研究院口腔病態学 分野血管生物分子病理学教室教授
	沖 大幹	第三部会員	東京大学大学院工学系研究科教授
	森口 祐一	第三部会員	東京大学名誉教授／国立環境研究所名誉 研究員

【作成の経緯】

日本学術会議憲章検討分科会は、2025 年 11 月から 2026 年 6 月にかけて計 8 回
開催し、草案を作成した。その間、幹事会や総会等においても、数度にわたり意
見交換を行った。さらに、2026 年 6 月 26 日から 7 月 16 日にかけて、第 26 期の
会員、連携会員及び協力学術研究団体等を対象に意見聴取を実施した。その結
果、計 305 件（会員 12 件、連携会員 20 件、協力学術研究団体 180 件、その他の
学協会 68 件、事務局 5 件、意見なしの賛同 20 件）の意見が寄せられた。これら
の意見を踏まえ、7 月の第 9 回、第 10 回憲章検討分科会及び 8 月の臨時総会にお
いて意見交換を行い、さらに 8 月の第 11 回憲章検討分科会において最終案を取
りまとめ、次期への申し送り事項として、9 月の幹事会において承認された。

日本学術会議憲章(案)

日本学術会議は、2026 年 10 月に法人化という法的枠組みの大変革を迎えた。日本学術会議は、1949 年の設立時における基本理念とこれまでに培われた独立、自主、自律の精神を継承しつつ、社会の新たな課題にも対応するという本組織の使命と責務をより一層明確に表明し遂行していくために、この憲章を定める。

日本学術会議は、日本における科学者の代表機関として、現在及び未来の世代に学問の自由がもたらす恵沢を保障する決意のもと、自主的かつ自律的な活動を通じ、学術に関する知見を活用することによって、人々の幸福の追求と人類の平和的で持続可能な発展に貢献する使命と責務を有する。

学術は、人類の知的欲求に根ざし、人類が過去から現在にかけて育み、共有継承し、発展させてきた叡智と文化の基盤のうえに成立するものであり、自然・社会・人間に係わる現象の体系的な知識と知の営みの総体である。学術の拡大・深化は、合理と実証を旨とする自由な研究・解釈・叙述と批判的かつ自律的な検証を経て、学問上の暫定的な真理として形成される知の営みによって支えられている。そうして得られた真理は、人類の知的公共財であり、現在及び未来の人々に豊かさと幸福、そして平和をもたらさねばならない。

科学者とは、人文及び社会科学、生命科学、理学及び工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する学術の担い手である。科学者は、科学者倫理を遵守しつつ、専門性と学問的議論に支えられた熟議を通じて自律的に真理を探究し、そこから得られた知見を広く社会に還元することによって、未来への展望を示す存在である。

日本学術会議は、多様な学術分野の担い手である会員及び連携会員から成り、その事務は日本学術会議の職員により処理される。日本学術会議は、学問の自由を基盤として、学術の独立性、自主性及び自律性に基づきその活動を行い、多様な組織・団体と利害関係を明示して連携し協働する。

日本学術会議は、本憲章に基づき、独立してその使命と責務を引き続き果たしていくことを社会に対して誓約する。

第 1 項 日本における科学者の代表機関とその使命

日本学術会議は、日本における科学者を代表する機関として、学問の自由を基盤とし、科学的知見に基づき学術の発展を通じて、人々の幸福の追求に貢献する。

第 2 項 人類の平和的で持続可能な発展への貢献

日本学術会議は、学術が文化国家の基礎であるとの確信をもって、人と多様な生命が共生する環境との調和のもと、人々の健康と福祉の増進を目指し、人

37 類の平和的で持続可能な発展に貢献する。

39 **第3項 学術分野を包摂する組織**

40 日本学術会議は、人文及び社会科学、生命科学、理学及び工学等のあらゆる学
41 術分野における基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する知的活動を
42 推進する。日本学術会議は、学術の発展のため、多様性、公平性及び包摂性を重
43 視して、様々な見解を有する科学者の参画を促進する。

45 **第4項 科学的根拠に基づく意思の表出**

46 日本学術会議は、人々のより良い選択に貢献するため、多様な学術分野の科学
47 者による俯瞰的かつ総合的視座に基づき、科学が内包する不確実性と向き合い
48 つつ、熟議と検証を重ね、自律性、公平性、透明性及び誠実性を堅持して、提言
49 及び勧告等の形式で意思の表出を行う。

51 **第5項 多様な組織・団体との連携と協働**

52 日本学術会議は、国内外の大学・研究機関、学術組織等の学術界、市民社会、
53 国、地方公共団体及び産業界等と、利害関係を明示して連携し協働する。日本学
54 術会議は、学術と社会をつなぎ、多様化する社会課題に対して学術的知見に基づ
55 きその解決を牽引し、社会からの負託に応える。

57 **第6項 国際連携及び国際協働の推進**

58 日本学術会議は、日本を代表するナショナル・アカデミーとして、海外アカデ
59 ミーを含む国際学術組織との連携と協働を推進し、国際的な科学的助言及び規
60 範形成等への参画により、地球規模、さらには宇宙空間における課題を含む、国
61 際社会が協調して取り組むべき諸課題の解決を目指す。

63 **第7項 未来への展望と科学者の育成**

64 日本学術会議は、現在世代が未来への責務を負うとする世代間倫理に従い、連
65 綿と受け継がれてきた学術成果とその時点での最良の科学的知見に基づき、未
66 来への展望を示す。未来の学術を担う科学者の自主的かつ自律的な研究活動の
67 支援により、学術の継承と科学者の育成を図る。

69 **第8項 市民社会との対話による学術の信頼の醸成**

70 日本学術会議は、市民社会との対話を促進し、学術の成果を共有して、幅広い
71 世代の人々の関心を喚起し、知の探究についての共感と学術の信頼を醸成する。

73 **第9項 組織及び運営に関する自律的な改革**

74 日本学術会議は、本憲章に照らして、組織や運営について見識をもって不断に
75 見直し、必要に応じ自律的に改革を行う。

77 **第10項 倫理の遵守と責務の遂行**

78 日本学術会議の会員及び連携会員は、科学者としての倫理を遵守するととも
79 に本憲章に掲げた責務を遂行する。

81 (以上)

84 <参考資料> (以下は、次期において声明として発出する際の前文としての
85 背景説明案です)

87 **日本学術会議憲章の背景説明(案)**

89 日本学術会議は、法人化という法的枠組みの大変革を迎えることとなった。日本学
90 術会議は、設立時における基本理念と独立、自主、自律の精神を継承しつつ、現代
91 社会の新たな要請にも対応していくという本組織の使命と責務をより一層明確に表明
92 し遂行していくために、この憲章を定めた。

93 日本学術会議は、日本における科学者の代表機関として、その構成員と構成員の
94 活動を支える職員が憲章を遵守することによって、学術における独立性、自主性及び
95 自律性の堅持を改めて確認し、その使命と責務を引き続き果たしていくことを社会に
96 対して誓約する。以下、その決意に至る背景を述べる。

97 日本学術会議は、第二次世界大戦時における科学と国家の関係に対する真摯な
98 反省を踏まえ、日本国憲法による新たな展望のもとに、日本の平和的復興、人類社
99 会の福祉への貢献、世界の学術界との連携を使命として、1949年に設立された学術
100 組織である。そうした歴史的経緯と学問の自由を保障する日本国憲法のもとに、日本
101 学術会議は、独立性、自主性及び自律性を保持する組織とされた。

102 日本学術会議を担う会員の選出は、当初、全国の科学者の立候補と公選、1984
103 年には学協会からの推薦によって行われた。2003年の総合科学技術会議による「日
104 本学術会議の在り方について」の提言を受けて、組織的な自律性を強化するため、
105 2005年には専門的な知見に基づく評価によって会員を主体的に選抜する仕組みで
106 あり、海外のアカデミーで広く採用されている、現会員による選考(コ・オプテーション)
107 への変更、会員任期の変更、定年制の導入、7部制から3部制への変更、幹事会の
108 設置、学術調査員の任用、外部評価制度の導入が行われた。また、より多様な知見

を取り入れて、複雑化する社会課題に対応するため、連携会員制度が創設された。

その間、日本学術会議は、科学者の任務と遵守すべき事項を示した「科学者憲章」を1980年の総会で採択した。その後2006年の科学者が遵守すべき倫理規範を提示した声明「科学者の行動規範」を踏まえ、2008年に現行の日本学術会議憲章を公表した。東日本大震災後の2013年には、社会の中の科学という視座を科学者の責務に明示するなど、行動規範の改訂を行った。

2015年に日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議より「日本学術会議の今後の展望について」として、2005年の改革の経緯や学術の動向を踏まえた、日本学術会議の活動と組織の在り方に関する改善策が提案された。

その後、2020年の会員任命において、日本学術会議から推薦された会員候補のうち6名について、政府から会員として任命されず、その理由も明らかにされなかった。それに対して、日本学術会議の独立性、自主性、自律性を損なうとして、国内外から批判の声が上がった。一方で、政府による日本学術会議の組織の在り方の見直しや法人化の議論が活発化した。

日本学術会議は2021年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」において、ナショナル・アカデミーとしての5要件を提示し、法人化にこだわることなく、日本学術会議がその役割を果たすために必要な改革に自ら着手するとともに、時代の要請に対応した質の高い科学的助言を行うための機能強化や、日本学術会議の運営及び会員選考の透明性をいっそう高めるための制度改革の推進を宣言した。

一方、政府においては、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員が日本学術会議の在り方に関する政策討議を行い、2022年1月21日に「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」を公表した。同「取りまとめ」と先の「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」等を踏まえ、2022年12月6日に、内閣府が、活動や運営の徹底した透明化とガバナンス機能の迅速かつ徹底的な強化を図るために、国の機関として存置した上で必要な措置を講じた改革の加速を求めた「日本学術会議の在り方についての方針」を提示した。

それに対し、日本学術会議は、2022年12月21日に当該方針の問題点を指摘し再考を求める声明として、「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』（令和4年12月6日）について再考を求めます」を発出した。2023年4月18日には、日本学術会議の在り方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を求めた、勧告「日本学術会議のあり方の見直しについて」とともに、声明「『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」を相次いで公表し、政府に対して真摯な対話の継続を求めた。

そうした日本学術会議の要望に対して、政府は、「これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」との方針を明記した「経済財政運営と改革の基本方針2023」を2023年6月16日に閣議決定した。

145 そして、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方を
146 検討するため、同年 8 月 29 日に内閣府特命担当大臣の決定により、「日本学術会議
147 の在り方に関する有識者懇談会」を設置した。同懇談会は 15 回開催され、2024 年 12
148 月 20 日に法人化を既定路線とした最終報告書を取りまとめた。この間、日本学術会
149 議は法人化に対する懸念を具体的に示した声明を複数回にわたり発出した。

150 政府は、2025 年 3 月 7 日に日本学術会議を特殊法人とする法案を国会に提出し
151 た。日本学術会議は、同年 4 月 15 日に総会において法案の修正を求める決議「日本
152 学術会議法案の修正について」を行うとともに、声明「次世代につなぐ日本学術会議
153 の継続と発展に向けて」を発出した。衆参両院の内閣委員会の審議では、日本学術
154 会議から会長等が参考人として出席し、同法案に対する懸念事項を説明するとともに、
155 日本学術会議がより良い役割を発揮するためのあるべき姿を述べた。しかしながら、
156 2025 年 6 月 11 日に日本学術会議法案が政府原案どおりに可決成立した。一方、審
157 議を踏まえ、衆参両院においてそれぞれ附帯決議が採択された。

158 以上の経緯から、本憲章を定めることとした。

日本学術会議憲章案における基本となる概念と用語の解説

【日本における科学者の代表機関】

日本学術会議は、1949 年設立当時の全国の科学者の立候補と公選、2003 年からの学協会からの推薦、そして、2005 年から、海外の主要アカデミーの共通した選考方針である、現会員による選考（コ・オプテーション）に移行し、現在に至っている（背景説明の第 3、4 段落を参照）。会員の候補者は、全国の大学・研究機関、協力学術研究団体等の学協会、産業界から広く、候補者の推薦を受けており、その選考においては、厳密な選考方法・基準を設定している。そのことから、2008 年の憲章と同様、会員は、科学者を代表すると称するのが妥当と判断される。

一方、新法の第一条「我が国の科学者の内外に対する代表機関」の記載を、本憲章において、「日本」とした理由は、今後、外国籍の研究者が会員、連携会員に加わる可能性も考慮したためである。また、「内外」の記載については、第 6 項の国際連携及び国際協働の推進のところで記載した。

【人類の平和的で持続可能な発展】

日本学術会議は、日本の平和的復興、人類社会の福祉への貢献、世界の学術界との連携を使命として、1949 年に設立された学術組織である。平和と持続可能な発展は、国際連合の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、「平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。」ことが記載されており、両者一体であることから、「人類の平和的で持続可能な発展」と表現した。また、「sustainable development」の訳として、「持続可能な開発」が公式に用いられているが、「開発」は市民生活や環境保全への配慮が足りない事業を想起させるという指摘があるため、「発展」を用いることとした。

【科学者】

日本学術会議の 1980 年声明「科学者憲章」、2006 年声明「科学者の行動規範」においては、科学者という用語が用いられているが、一般的に科学者は、自然科学、工学、生命科学等の研究者が想起されやすい。そのため、本憲章においては、科学者を「人文及び社会科学、生命科学、理学及び工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する学術の担い手」として定義した。

【学術】

前段の解説にあるように、科学者を「人文及び社会科学、生命科学、理学及び工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する学術の担い手」と定義したことから、多様な分野の研究者に対しても、また社会に対しても伝わりやすい用語として、「科学」に代えて、より包括的な「学術」を用いることとした。

【人文及び社会科学、生命科学、理学及び工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学】

基礎研究、応用研究、技術開発は、学術の自然な流れと考えられる。近年では、生成 AI、COVID19 のワクチン、がん治療薬、さらには、カーボンニュートラル、量子に関する技術開発などが挙げられ、技術開発は、人類の平和的で持続可能な発展において基礎研究、応用研究とともに欠かせない。学術の遂行においては、前文第 2 段落「人々の幸福の追求と人類の平和的で持続可能な発展に貢献する使命と責務」及び第 2 項「人々の健康、福祉、幸福の増進を目指し、人類の平和的で持続可能な発展に貢献する」ことが前提となる。

また、近年、研究成果を社会に適切に導入・定着させることを目的とした実装科学（implementation science）が、国際的に注目されており、確立された概念であるため、それを加えて、「人文及び社会科学、生命科学、理学及び工学等のあらゆる学術分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する知的活動」と表現した。

【市民社会、社会、国民】

本憲章において、「市民社会（civil society）」を、国や企業とは独立した立場から、個々の市民や、市民が自発的に参加する組織・活動によって形成される社会を指すものとして、また、「社会（society）」は、市民社会や国、企業等を含めた全体を指すものとして位置付けている。従って、国や企業等とは区別して連携・協働する対象として記載する際には「市民社会」を、国や企業等も含めた社会全般を指す際には「社会」を使用した。また、「市民社会」を使用した理由は、「国民」とは異なり、日本国籍を有しない外国人も包含するためである。ただし、本憲章における「市民」は、国籍や法的な市民権の有無によって限定されるものではなく、社会を構成し、その活動に関わる個々の人々を広く含む概念として用いている。

日本学術会議憲章（案）にお寄せいただいたご意見への御礼
と審議経過（案）

2026 年 9 月 日
日本学術会議法人化準備委員会

去る 2026 年 6 月 26 日から 7 月 16 日にかけて、日本学術会議憲章（案）について、第 26 期の会員、連携会員（特任も含む）及び協力学術研究団体等の学協会の皆様から、計 305 件の貴重なご意見をお寄せいただきました。ここに、謹んで御礼申し上げます。

皆様からいただいたご意見を踏まえ、7 月の憲章検討分科会及び 8 月の臨時総会において意見交換を行いました。その後の憲章検討分科会において最終案を取りまとめ、9 月の幹事会において、本憲章案が第 27 期への申し送り事項とされました。

第 27 期において、新たな会員等も含めて検討が行われ、正式な決定がなされるものと期待しております。

以下に、その憲章案をお示しします。併せて、参考資料として「日本学術会議憲章案における基本となる概念と用語の解説」もご覧いただければ幸いです。

改めまして、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、心より御礼申し上げます。

（以下、憲章案と関連資料を付ける）

第 27 期への申し送り
今後の会員・連携会員の選任について
【第 26 期における中間取りまとめ】

2026 年 月 日

第 26 期日本学術会議会長 光石 衛

第 26 期日本学術会議副会長 日比谷 潤子

本中間取りまとめは、日本学術会議法人化準備委員会会員選任制度検討分科会が中心となって審議を行い、取りまとめたものです。第 27 期においては、本取りまとめの内容を踏まえ、会員・連携会員の選任に係る検討が行われることを希望します。

日本学術会議法人化準備委員会会員選任制度検討分科会

委員長	日比谷 潤子	第一部会員	国際基督教大学名誉教授
	宇山 智彦	第一部会員	北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授
	山田 八千子	第一部会員	中央大学法科大学院教授／弁護士
	狩野 光伸	第二部会員	岡山大学副理事／副学長／学術研究院ヘルスシステム統合科学学域教授
	山口 香	第二部会員	筑波大学体育系教授
	市川 温子	第三部会員	東北大学大学院理学研究科教授
	北川 尚美	第三部会員	東北大学大学院工学研究科研究科長補佐／教授

【作成の経緯】

会員選任制度検討分科会は、2025 年 11 月から 2026 年 7 月にかけて計 7 回開催し、「今後の会員・連携会員の選任について」の草案を作成した。その後、幹事会の議論を経て、2026 年 8 月の意見交換会及び臨時総会において会員から意見を聴取し、これらの意見（事後に寄せられたものを含む）を踏まえ、さらに、8 月の第 8 回会員選任制度検討分科会及び幹事会の議論を経て修正案を作成し、会員に意見照会を行った。その後、照会に対する意見を踏まえた最終案を取りまとめ、次期への申し送り事項として、9 月の幹事会において承認された。

今後の会員・連携会員の選任について（案）

【第 26 期における中間とりまとめ】

2026 年 9 月 日

第 26 期日本学術会議会長 光石 衛

第 26 期日本学術会議副会長 日比谷 潤子

2026 年 10 月からの日本学術会議の法人化により、外国籍の研究者を会員とすることが法的に可能になったこと等を踏まえ、第 26 期において、日本学術会議法人化準備委員会の下に会員選任制度検討分科会を設置し、外国籍会員の是非を含め今後の会員・連携会員の選任について検討を進めてきました。分科会での検討結果に基づき、総会における意見の交換を経て、下記のとおり取りまとめたところです。第 27 期においては、本取りまとめ結果も踏まえつつ、2029 年 10 月からの会員の候補者の選定方針の作成を含む会員・連携会員の選任に係る検討が行われることを希望します。

記

（１）会員選考における外国籍の研究者の取扱い

2029 年 10 月からの会員選考より、（２）の要件も踏まえつつ、外国籍の研究者の選考を可能にすることを前提に検討を進めるべき。

日本学術会議の法人化により、法的に会員の国籍の制約がなくなったことを踏まえて、新たに外国籍の会員を置き、幅広い視点、グローバルな視点から知見を得ることは、日本学術会議にとって高い意義があり、（２）に記載する要件も踏まえつつ、外国籍の研究者について、会員への選考を可能にすることを前提に検討を進めるべきである。

(2) 外国籍の研究者が会員候補者となる要件

- ① 原則として、日本国内に居住している等、対面での活動に支障がないこと。
- ② 5年以上、日本の組織（産業界を含む）において研究活動に従事した経験があること。
- ③ 会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有すること。
- ④ 会員としての活動において、日本の法令等を遵守すること。

- ① 日本学術会議の会員としての活動は、基本的に日本国内において行われる以上、原則として、日本国内に居住している等、対面での活動に支障がないことが求められる。なお、「居住」しているかどうかの判断については、個別具体的に検討されるべきものであるが、例えばサバティカルで1年程度海外に居所を移す等、期間の限られた海外居住であれば、それをもって本要件を満たさないとすることは適当でない。
- ② 日本学術会議の会員として活動する以上、日本の学術の現状や動向に一定の知見を有することが求められるところであり、そのためには、一定期間の国内における研究活動への従事歴が必要と考えられる。なお、研究活動を行った機関は、大学、研究所、企業等が想定される。
- ③ 日本学術会議の活動が原則日本語を用いて行われる以上、会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有することが必要と考えられる。
- ④ 会員としての活動において、日本学術会議法を始めとする日本の学術研究に関連する法令等を遵守することが必要と考えられる。

注) 先端的な技術の漏えい等については、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあり得るため、会員全員が学術研究に関連する法令等を遵守することの周知徹底が議論されたところである。

（３）外国籍の会員の人数上限

日本国内における外国籍研究者の割合等を踏まえ、適切な割合とするべき。

上記のとおり、外国籍の会員から幅広い視点、グローバルな視点に立った知見を得ることは日本学術会議にとって高い意義を有する一方、在留外国人の日本の総人口に占める割合（2025 年 6 月末現在で約 3 %）も踏まえれば、現時点において外国籍会員の人数を無制限とするのではなく、その時点時点において、適切な割合上限を設定することが適当であると考えられる。

なお、会長や副会長への就任については、日本国籍会員を含む多数の会員の支持により可能になるものであることを踏まえ、外国籍会員の就任も可能にすべきという考え方がある一方、会長は日本学術会議を代表し、会議の経営に関する事務を総理する立場であり、副会長は会長を補佐する立場であることから、日本国籍者に限るという考え方もある。新体制において、検討を進められたい。

（４）連携会員における外国籍の研究者の取扱い

第 27 期より、連携会員（特任を含む）について外国籍の研究者の選考を可能にすることを前提に検討を進めるべき。

連携会員については、総会における意思決定権限がなく、会員に比べ活動上の懸念点が少ないことも踏まえ、外国籍会員の導入に先立ち、（５）に記載する要件も踏まえつつ、外国籍の研究者の連携会員への選考を第 27 期より可能にすることを前提に検討を進めるべきである。

(5) 外国籍の研究者が連携会員の候補者となる際の要件

上記(2)で提示した外国籍の研究者が会員候補者となる要件と同様とすべき。ただし、連携会員(特任)については、④のみを要件とすべき。

連携会員についても、会員と同様、会議の活動に従事する以上、①日本居住、②研究活動従事、③日本語能力、④法令遵守の各要件を満たすことが必要と考えられる。一方、連携会員(特任)については、国際業務や委員会の特定の専門的事項の審議に参画するために委嘱されるものであることから、当該業務に支障のない限りにおいて、①～③の要件を満たすことは必須ではないと考えられる。ただし、③日本語能力の要件の必要性については、当該連携会員(特任)の所属が見込まれる委員会又は分科会等において個別に判断することが適切である。

(6) 再任への考慮

2回(12年)以上会員を務めた研究者が再度会員候補者になった場合は、会員全体の年齢構成も考慮した上で選考を行うべき。その上で、会員の在任期間の上限を定めることを検討すべき。

新しい日本学術会議法においては、「会員は1回に限り再任されることができる。」となっており、2回(6年×2回=12年)会員を務めることができる。ただし、間(3年)を空ければ再度会員になることが可能となっている。一方で、同一人物が長期間にわたって会員を務めることは、次世代への継承という観点から適切でない場合もありうることから、2回以上会員を務めた後の選考に当たっては、全体の年齢構成を考慮することが適切であると考えられる。また、会員の在任期間に上限を設定することについて、その期間も含め、新体制において検討されたい。

(7) その他会員選任等に係る留意事項

- ・海外在住の外国籍の研究者から知見を得る方策として、外国人アドバイザー制度を活用すべき。
- ・会員選考に当たり、グローバルヤングアカデミー等における活動を参考とすべき。なお、若手アカデミーが期首より速やかに活動を開始できるよう、若手アカデミー会員の選考は迅速に行うべき。
- ・選考の観点として、新たに制定予定の「日本学術会議憲章」の趣旨にのっとり活動することを取り入れるべき。
- ・会員の推薦に当たっては、分科会への参加等、責任をもって活動することを推薦者が明確に説明するよう徹底すべき。

(参考) 現行制度下における外国籍の研究者の参画

令和8年9月30日までの現行制度においては、上記の外国人アドバイザー制度のほか、常置又は臨時の委員会の分科会に置かれる小委員会において、外国籍の研究者を含む外部の者が委員になることが可能となっている。

第 27 期への申し送り

外部資金等獲得に関する基本指針（案）について

2026 年 月 日

第 26 期日本学術会議会長 光石 衛

第 26 期日本学術会議副会長 三枝 信子

本基本方針（案）は、日本学術会議法人化準備委員会自己資金検討ワーキンググループが中心となって審議を行い取りまとめたものです。第 27 期においては、本案を踏まえ、早期に外部資金等獲得に係る検討が行われることを希望します。

日本学術会議法人化準備委員会自己資金検討ワーキンググループ

主査	三枝 信子	第三部会員	国立研究開発法人国立環境研究所理事
	戸谷 圭子	第一部会員	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授
	高山 弘太郎	第二部会員	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授／愛媛大学大学院農学研究科教授
	関谷 毅	第三部会員	大阪大学産業科学研究所教授

【作成の経緯】

自己資金検討ワーキンググループは、2025 年 11 月から 2026 年 7 月にかけて計 9 回の会合を開催し、外部資金等獲得に関する基本方針の草案を作成した。その間、複数の有識者から外部資金等獲得に対する考え方や具体的な方法に関する情報収集を行い、幹事会懇談会や総会等において、数度にわたり意見交換及び審議を行った。特に、2026 年 4 月と 8 月の意見交換会において第 26 期の会員から多数の意見が寄せられた。これらの意見を踏まえ、ワーキンググループ委員が最終案を取りまとめ、次期への申し送り事項として 9 月の幹事会において承認された。

日本学術会議の外部資金等獲得に関する基本指針

—独立性・中立性・多様性を堅持するための原則と運用ガイドライン—（案）

1. 背景と趣旨

令和8年10月の日本学術会議の法人化に伴い、日本学術会議自らの判断により、外部資金等¹を獲得し、使用することが可能になった。また、日本学術会議法案に対する附帯決議においては、政府に対し、「日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行う」こととするとともに、日本学術会議に対し、「ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に配慮しつつ、財源の多様化を図るよう努める」こととされたところである。

外部資金等の獲得による独自財源の確保は、日本学術会議の活動の独立性や自主性の担保に資するとともに、活動の一層の拡大・強化につながるものである。よって、日本学術会議としては、引き続き、必要な財政措置を国に求めるとともに、外部資金等の獲得に向けた取組を進める必要がある。

具体的な外部資金等獲得方策の中には、実施に向けて十分な検討と準備が必要なものも含まれており、短期的、中期的、長期的それぞれを展望した取組が不可欠である。このため、法人化後は、日本学術会議内に、外部資金等獲得のための企画および公的機関や企業、社会に対する働きかけを行う専門の体制を立ち上げることが望まれる。

他方、外部資金等の獲得により、日本学術会議の独立性・中立性・多様性が損なわれることがあってはならない。このため、外部資金等獲得のガイドラインを作成したところであり、本ガイドラインに沿って運用するものとする。

さらに、獲得した外部資金等については、透明性・公平性を確保した上で、分野横断的な学術活動、社会との対話の推進、国際連携の強化、若手研究者の育成等の日本の科学者コミュニティの底上げに寄与する取組など、特に強化が求められる取組に集中的に充当することが望ましい。新体制において、具体的な使途について検討することを期待する。

外部資金等の獲得は、単に国からの補助金の補完のためではない。寄附にせよ活動に伴う収入にせよ、日本学術会議がナショナルアカデミーとしての役割を果たし、国民や社会からの期待に応えていくことで得られるものである。そうであるならば、外部資金等の獲得は、社会からの負託と信頼、日本学術会議のプレゼンスの向上の証左ともいえるものであり、この観点からも積極的に取組が推進されるべきである。

¹ 日本学術会議の資金（外部資金および自己資金）のうち、基盤的経費として政府から受け取る補助金を除く資金をいう。

2. 総論

(1) 日本学術会議としての責任

日本学術会議は、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）の全領域を網羅する日本における科学者を代表する機関として、特定の学問分野への資源偏在や、獲得した外部資金等の多寡による影響力を排する強固な独立性を堅持する。外部からの資金調達にあたっては、資金提供源の意向に左右されない「科学的根拠に基づく中立性」をガバナンスの根幹に据え、学術的妥当性のみを判断基準とする体制を構築し、意思決定や審査の規程を明確化する。各部が獲得した外部資金等にかかわらず対等な発言権を維持できるよう、役員会等による戦略的なリソース配分と財務調整機能を強化し、特定分野の優遇や軽視を防ぐ。これにより、社会の広範な課題に対し、全学問領域が均衡を保ちながら総合的かつ客観的な知見を提供し続ける責任を果たす。

(2) 会員選考・活動機会の公平性

会員選任制度検討分科会で具体的に検討されている会員選考については、会員選考および学術活動の推進において資金提供源を含むあらゆる外部勢力からの不当な介入を許さず、選考プロセスの完全な独立性を確保する。評価の軸は、あくまで厳密なピアレビューに基づく学術的意義、顕著な業績、および学問的知見の多様性に置き、資金獲得能力の有無が選考結果や活動機会の付与を左右することを構造的に排除する。特に、経済的支援が届きにくい純粋基礎科学や萌芽的研究分野においても、中立的な評価によって活動機会が保証されるよう、選考基準の透明性をこれまで以上に高める。これにより、資金獲得能力に依存せず誰もが公正に評価され、切磋琢磨できる環境を維持し、次世代を担う多様な研究者がその能力を最大限に発揮できる土壌を守る。

(3) 参考となる海外の事例

英国の Royal Society（王立協会）は、独自の出版収入や寄附金を原資としながらも、政府や企業からの資金提供が学術的裁定に影響を及ぼさないよう、運営の独立性を憲章で厳格に定めている。特に、資金が潤沢な応用科学分野と、公的資金に依存しがちな基礎科学分野の間で「科学的中立性」が損なわれないよう、助成配分における厳格な中立審査を実施している。また、米国の NAS（全米科学アカデミー）においても、政府からの諮問業務を受託する際、結論が資金源に左右されないよう「科学的根拠（Evidence-based）」に基づく独立した調査プロセスを徹底し、その中立性を社会的な信頼の拠り所としている。日本学術会議もこれらの国際規範を範とし、日本学術会議憲章も踏まえ、外部資金等の調達の拡大と学問の独立性・中立性の維持を高度に両立させる。

3. 外部資金等獲得と活用に関する基本原則・ルール

日本学術会議の法人化は、多様な財源を活用することにより、組織運営の自律性および柔軟性を高める契機となる。一方で、特定の資金源からの影響や分野間の格差を招く危険性を内包する。そのため、外部資金等の獲得および活用は、「学術の独立性・中立性の堅持」および「学術分野の多様性の維持」という基本理念を制度的に担保する枠組みのもとで行われる必要がある。

(1) 日本学術会議の独立性・中立性の確保

外部資金等の獲得および受入れにあたっては、日本学術会議の独立性・中立性をいささかも損なわないことを最優先の原則とする。ここで独立性とは、政府、企業、特定団体その他いかなる外部主体からの不当な影響を受けることなく学術的判断および意思決定を行うことができる状態を指し、中立性とは、特定の利益、立場または思想に偏ることなく、科学的根拠に基づき客観的かつ公正に学術的判断を行うことを指す。したがって、外部資金等の受入れおよび活用は、学術的妥当性を基準とする透明な制度のもとで行われる必要がある。このため、資金源、受入条件、使途、意思決定の過程等については透明性と説明責任を確保し、社会および学術界からの信頼を維持する体制を整備する。また、国際的な学術機関の運営において参照されている倫理指針やガバナンスの枠組みを踏まえ、公平かつ透明な外部資金等運用の原則を確立する。あわせて、資金提供源との関係が審議、提言、会員選考その他の意思決定に影響を及ぼすことのないよう、利益相反（COI）の開示および管理に関する明確なルールを整備する。さらに、特定の政策や個別案件への関与を条件とする寄附・委託など利益相反が生じやすい資金、政治的または宗教的中立性を損なうおそれのある資金、ならびに使途や審査プロセスが不明確で透明性を確保できない資金については、原則として受入れない。

(2) 外部資金等の獲得および受入れにおける学術分野の多様性の確保

外部資金等の導入にあたっては、日本学術会議が人文・社会科学、生命科学、理学・工学の各分野を網羅する総合的な学術機関としての役割を果たす観点から、学術分野の多様性および活動機会の公平性を毀損しない仕組みの構築が不可欠である。まず、外部資金等の多寡や出所が会員選考や学術活動の機会に影響を及ぼすことのないよう、その原則を明確にする。また、各分野への活動資金の配分については、外部資金等の獲得状況に起因する分野間の格差や利益・不利益が生じないように、分野横断的な配分ルールを整備することが求められる。例えば、活動資金の分野偏在を防止する観点から、審議依頼に関して受入れた資金については相当割合の間接経費を確保し、それを再配分するなどの仕組みを導入することが望ましい。なお、その具体的な割合および再配分方法については、別途定める。さらに、会員選考や学術活動の機会の公平性に対して外部資金等の獲得および受入れが影響を及ぼしていないかを定期的に検証するため、モニタリングおよび評価の仕組みを整備する必要がある。なお、外部資金等の獲得において特

定の会員が重要な役割を果たす場合が想定される。外部資金等獲得の意欲を高めるための仕組みについては、学術分野間の公平性を損なわないことを前提としつつ、安定的な外部資金等確保の観点から慎重に検討することが求められる。

(3) 外部資金等の活用に係るガバナンス

外部資金等の活用にあたっては、役員会等を中心としたガバナンス体制の下で行われるものとし、学術分野の多様性および活動機会の公平性が確保されるとともに、その使途を公開することが望ましい。使途については、分野横断的な学術活動、社会との対話の推進、国際連携の強化、若手研究者の育成など、日本の科学者コミュニティの底上げに寄与する取組への配分を尊重する。

（別紙１）ガバナンス体制の構築

外部資金等獲得の促進を図ると同時に、本文で定めたルールを遵守するため、各段階で複数のチェック機能が動く体制を整備する。これにより、資金調達の活性化と透明性・適正性の確保を両立させる。

１．外部資金等獲得の取組について

自立的な財政基盤の強化を目指し、外部資金等に関する戦略を担う機能別委員会（企画委員会）において、外部資金等の獲得について検討する。個人・企業・財団等へのアプローチや外部資金等の獲得に向けた活動を強化し、専門知識を持つファンドレイザーとも緊密に連携する。外部資金等の獲得と運用を担う専門人材の登用も検討する。さらに、広く一般寄附を募るため、活動目的や外部資金等の使途をまとめた説得力のある文書を早期に作成し広報する。寄附者のメリットとなる税制優遇措置の獲得にも積極的に取り組む。これらの取組を迅速に実行に移すため、日本学術会議の会員や専門人材等から成る推進体制を速やかに構築する。

２．外部資金等の獲得・受入れ・執行に係る審査体制について

外部資金等の受入れの妥当性を審査する「外部資金等審査委員会」を早期に設置する。資金提供源への交渉や申請の実務を担う「機能別委員会（企画委員会）」から独立し、事務・法務・倫理の観点から厳正かつ客観的に判断できる委員会とすることで、公正な審査体制を構築する。資金提供源の属性や活動内容の審査は、日本学術会議の独立性・中立性を守り、社会的信頼を維持する上で不可欠である。特に、会員・連携会員等が資金提供源から個人的な利益を得ることで活動の公平性が疑われる事態を避けるため、利益相反（COI）の管理を厳正に行う。外部資金等の受入れが承認された案件については、外部資金等審査委員会がガイドラインに基づき、執行状況等の継続的なモニタリングを行う。監事および監査部門は、必要に応じて会計書類の閲覧・調査を行い、適正な執行を担保する。

３．外部資金等の獲得のインセンティブ創出に向けた体制整備について

学術的な情報誌や論文誌の出版事業は、購読料や広告等の直接的な収益のみならず、長期的な寄附を呼び込むための重要な付加価値となる。当該事業を適正かつ継続的に運営するため、必要な組織体制を速やかに構築する。外部資金等の確保のあり方として、基金化についても検討する。また、社会全体で学術を支える基盤を強固にするため、寄附者のメリットを拡大する。具体的には、税制優遇措置（寄附金控除等）の適用要件を満たすべく努力するとともに、顕著な貢献を行った個人・団体に対する表彰制度等を整備するなど、社会的評価を可視化し支援の意義を明確にすることが重要である。

（別紙 2）外部資金等獲得方策について

本別紙では、外部資金等獲得に向けた具体的な方策と、それぞれの実施に際して不可欠となるガバナンス上の留意点を示す。いずれの獲得方策についても、導入の可能性を検討する際には慎重な審議が必要である。

1. 政府機関・自治体からの審議依頼・調査委託・政策提言プロジェクト資金
科学的根拠に基づく政策立案（EBPM）の支援として、政府・自治体からの調査研究やデータ整備等の委託事業を推進する。これは海外の主要アカデミーにおいても一般的な財源である。「提言の結論を資金で紐付ける」事態を防ぐため、委託者による介入や内容改変が生じない契約設計を必須とする。調査のプロセスと成果は原則として公開し、政治的中立性と科学的客観性を確実に担保する。

2. 公益性・学術振興性の高い財団・団体からの助成金
学術の振興や普及、次世代育成、国際的な科学対話（Gサイエンス等）を目的とする国内外の公益財団法人および国際機関からの助成金を積極的に獲得する。これらは日本学術会議が重視する公共性と親和性が高く、大規模な資金確保に寄与することが期待できる。助成金の使途制約が日本学術会議の独立性を損なう恐れがないか、外部資金等審査委員会において受入れ前に厳正に精査する。また、国内外のアカデミーや大学コンソーシアムとの共同申請を活用し、資金源の偏りを防ぐ工夫も有効である。

3. 寄附金等

(1) 一般寄附金

日本学術会議の活動趣旨に賛同する個人や団体からの、目的や使途を限定しない寄附金等をいう。ウェブサイト等を通じた寄附導線を整備し、日本学術会議設立 80 周年記念事業等の節目を捉えたキャンペーン、継続寄附、遺贈等の多様な受入れメニューを構築する。自律的な財政基盤を象徴する仕組みとして、現在および歴代の会員・連携会員を対象とした支援金や寄附金の受入れも検討する。

(2) 使途特定寄附金等

「科学コミュニケーション」「社会との対話イベント」「啓発活動」など、公共性の高い使途を特定して受け入れる寄附金等をいう。企業の ESG 投資や社会的責任（CSR）活動の一環としての協力を促す。

(3) 寄附者のインセンティブ創出

寄附金等の導入にあたっては、例えば、税制優遇措置（寄附金控除等）の適用要件を満たすべく努力するとともに、日本学術会議の高い公益性を踏まえ、褒章制度の認定団体となることを目指す。さらに、学術や社会に対する貢献を顕彰する日本学術会議独自の表彰制度についても検討する。

(4) 寄附金等受入における主な留意事項

出所不明な資金や特定の意図を持つ資金の流入を排除するため、寄附者の適格性（反社会的勢力との関係、利益誘導の懸念等）に関する厳格な事前審査基準およびガバナンス体制を設ける。また、寄附者が政策提言や会員選考等の意思決定に影響を及ぼし得ないことを規程で明文化するとともに、一定額以上の寄附に

については透明性確保の観点から年次報告等で公表する。あわせて、利益相反(COI)の管理と知的財産の適切な取り扱いを徹底する。さらに、寄附者の不祥事やコンプライアンス違反が発覚した際の即時契約解除および返金措置を含む危機管理条項を規程化する。

4. 学協会・大学・研究機関・企業等からの共催費・拠出金

国内外の主要学協会や大学等の研究機関、企業等と連携し、共同声明の発表、若手育成プログラム、学術情報流通等の共同事業を実施し、その経費の分担・拠出を求める仕組みを構築する。特定団体への依存や癒着を防ぐため、協賛比率の上限や継続期間の制限を設ける。また、単一の機関からの大口拠出に依存せず、複数の機関が参画するコンソーシアム形式を基本とすることで、「特定機関の意向」による影響力を構造的に排除する。

5. 国際連携・国際共同研究プロジェクト資金

海外アカデミーや国際学術ネットワークと連携し、気候変動や研究公正、オープンサイエンス等の地球規模の横断的課題に関する国際公募型プロジェクトへ参画し、外部資金等を獲得する。特定の国や地域への過度な依存による地政学リスクを回避するため、資金源の分散と透明性の高い公募案件への参加を優先する。また、国際資金の受け入れに関する研究セキュリティの確保にも十分留意する。

6. シンポジウム・公開講座等イベント事業収入

市民向けの無料公開（アウトリーチ）の理念は維持しつつ、専門家や企業向けに付加価値を高めたイベント（詳細な資料提供、同時通訳、アーカイブ視聴、専門的な研修プログラム等）を有料化する二層構造を検討する。三部制の強みを活かした分野融合的な独自テーマを設定する。有料化によって知へのアクセスが不当に阻害されないよう留意する。また、イベントのテーマ設定が特定団体の意向に左右されないよう、独立した企画委員会による公平な選定ルールを整備し、中立性を確保する。

7. 学術的な情報誌や論文誌の発行・出版事業収入

出版事業については、国内外の学術情報を共有し、学協会間の連携を促進する情報誌と、厳格な査読に基づき研究成果を国際的に発信する論文誌とを区別して検討する。情報誌については、日本学術会議が国内の学協会、大学、研究機関、行政、産業界、市民社会等をつなぐ中核的な情報プラットフォームとして機能することを目指し、紙媒体・電子版・ウェブ連載・英語版ダイジェスト等を組み合わせさせた形態を検討する。なお、これまで日本学術会議の編集協力の下で刊行されてきた『学術の動向』の蓄積を活かすことも考えられる。論文誌については、海外の主要科学アカデミーが有する論文誌の事例も参考にしつつ、日本学術会議の三部制の強みを活かした、分野横断的・包括的な英文査読付き論文誌の創刊を中長期的に検討する。国内外から投稿を受け付け、広く購読・利用される欧文誌も視野に入れる。

情報誌については、特定の学協会、分野、機関、企業、行政機関の広報媒体とならないよう、編集方針の透明性と企画選定の公平性を確保する。広告、協賛、賛助会費等を受け入れる場合であっても、編集内容への介入を認めず、編集権の独立を明確に規程化する。論文誌については、国際的な信頼を確立するため、編集

委員会の独立性、査読プロセスの公正性、利益相反（COI）の開示、研究倫理、出版倫理、データの透明性等に関する厳格な規程を設ける。両媒体について、編集部門と財務部門を明確に分離し、広告収入、購読料、掲載料、協賛金等が編集判断に影響を及ぼさない仕組みを構築する。収益の使途は、学術情報発信、出版基盤の整備、若手研究者支援、国際発信、学協会間連携の強化等、公共性の高い目的に充当することを明確にし、必要に応じて年次報告等で公開する。

8. 協力学術研究団体からの賛助会費や登録料

約 2,000 に上る協力学術研究団体に対し、団体と十分な協議を行った上で、団体の規模に応じた賛助会費や登録料（年会費）等の導入を検討する。その際、日本学術会議を通じた情報提供、団体間における連携や国際ネットワーク共有の推進、共同イベントの優先開催枠など、参加団体に実利をもたらすインセンティブ設計を行う。登録料の支払いが「特定分野への利益誘導」や「審議への介入」と見なされる外形的疑念を排除するため、団体からの要望や陳情の取り扱いプロセスを透明化し、運用の公平性を徹底する。

以上

日本学術会議幹事会声明（案） 国際社会における「法の支配」の実現を

日本国内はもとより国際社会においても、「法の支配」は、実現されるべき重要な課題である。日本国憲法は、司法権の独立、裁判官の独立と身分保障を規定し、「法の支配」を統治の基本原則として据えており、その前文では、平和主義や国際協調主義が明記されている。現行日本学術会議法の前文は、日本学術会議が、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」することをその使命として記し、日本学術会議憲章の前文では、日本学術会議が、「地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在」であると宣明している。

2002年に設立された国際刑事裁判所（ICC）は、国際刑事司法システムの支柱を成しており、その裁判官等は、独立かつ公平にその権限を行使し、国際社会における「法の支配」の実現に貢献してきた。とくに、ICCは、各国の司法制度が、集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪および侵略犯罪について捜査・訴追する意思または能力を欠く場合に、これらの犯罪を行った個人を捜査・訴追し、かつ被害者救済をも実現する機関であり、日本を含む125の国と地域が、その設立文書である国際刑事裁判所規程の当事国である。

現時におけるこのような国際刑事裁判所の意義と役割を踏まえ、日本学術会議は、同裁判所による国際的な「法の支配」の実現を支持するとともに、その裁判官等の独立した活動の保障の実現を強く要請したい。また、同裁判所の権限を尊重するとともに、同裁判所およびその裁判官等の独立かつ公平な活動を強く支持したい。

令和8年9月18日

日本学術会議幹事会

会長	光石 衛
副会長	三枝 信子
副会長	磯 博康
副会長	日比谷潤子
第一部部長	吉田 文
第一部副部長	只野 雅人

第一部幹事	小田中直樹
第二部幹事	西山 慶彦
第二部部長	尾崎 紀夫
第二部副部長	堀 正敏
第二部幹事	玉腰 暁子
第二部幹事	古屋敷智之
第三部部長	沖 大幹
第三部副部長	北川 尚美
第三部幹事	奥村 幸子
第三部幹事	関谷 毅

○今後の予定

●幹事会

開催予定なし

●役員会

第1回役員会	令和8年10月2日（金）	15：30から
--------	--------------	---------

第2回役員会	令和8年10月3日（土）	14：30から
--------	--------------	---------

●総会

第198回総会	令和8年10月1日（木）～3日（土）
---------	--------------------